

平成23年11月22日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員

浅井雅司

平成23年11月22日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

内閣府 大臣官房審議官（科学技術政策担当）（併）原子力政策担当室
次長 梶田直揮

2 聴取日時

平成23年11月22日午前11時15分から同日午前11時47分まで

3 聴取場所

東京都千代田区霞が関3丁目1番1号
中央合同庁舎第4号館7階 梶田審議官室

4 聴取者

浅井雅司

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

PSRについて
別紙のとおり

第3 特記事項

なし

以上

【取扱い厳重注意】

別紙

1 梶田直揮氏の経歴等

- ・昭和 56 年通商産業省入省。
- ・平成 14 年 7 月から平成 17 年 9 月まで保安院の原子力発電検査課長を勤めた。
- ・原子力安全関係は、検査課長以外にはやったことなく、検査課長が初めてであった。

2 法定化前の定期安全レビュー（PSR）の認識について

- ・日本の法体系は決定論的な規制措置でできあがっている。米国は TMI 事故以降、確率論的規制制度に切り替えていった。その中で、元々 PSR は平成 4 年から確率論的安全評価をつまみ食いしたようなレビュー制度として存在し、決定論的安全規制とはなじんでなかったこともあり、任意要求事項として実施されていた。PSR は、審査課（原子力発電安全審査課）が担当しており、予防保全対策班が中心となって実施していた。
 - ・日本の審査の技術要求事項は、建設時の設計確認であって、それがそのまま維持されることを前提に検査で確認するという、決定論的な体系になっている。しかし、本来時間が経てば状況は変わっていくから、そのための要求事項・技術基準というのは動的に変わっていくのが当然だと思う。そういう意味で、審査課に PSR があったのは、新設時の技術基準要求事項がまず存在し、その上で 20 年目、30 年目、40 年目、50 年目の技術要求事項を決めて審査するためだと思っていた。
- (PSR 実施の理由の一つとして、安全審査に関する職員トレーニングの意味が含まれていたことについて) 新設炉の建設がなくて、(安全審査の) 職員の訓練にもなっているというのは聞いたことはない。今、言われるとそういうことだったのかなと改めて思う。

3 定期安全レビュー（PSR）の法定化のきっかけについて

- ・法定化のきっかけについて、詳細は忘れてしまったが、事故や東電の不正等を踏まえて PSR を法定化することとなった。
- ・当初は審査課で法定化を検討していたが、検討当時、審査課が耐震か何かの業務で忙しく、院内の打合せを経て、検査課（原子力発電検査課）で引き受けることとなった。
- ・(高経年化対策技術として) 40 年目の要求事項が決まっていたこそ、現場で検査ができるため、検査課で (PSR の法定化を) やってくれと言われた時にも、まずは、PSR が実施されているかの検査は責任もって引き受けるが、(高経年化対策は) 40 年目の技術要求事項を決めてもらわないと、検査できないというやりとりをした。しかし、審査課では手が回らないから検査課でやってくれと言われて、検査課で引

【取扱い厳重注意】

き受けることになった。PSR が、設計時の（審査に準じる）勉強をしているという話は全然（聞かなかった）。

- ・当時、審査課の PSR 担当は、昭和 49 年入省の野田隆司氏ともう一人しかいなかったし、審査課はほとんど耐震（関係の業務）で時間をとられていた。
- ・野田氏が、審査課最後の総合予防保全対策官（管理職）であり、PSR の業務とともに検査課に異動してきて、検査の中で何を要求事項にするかなど、PSR の法定化と一緒にやった。野田氏が PSR の初期の経緯に詳しい。

4 検査の在り方検討会について

- ・検査は法律上の要求事項を確認するものである。
- ・米国は TMI 事故（1979 年）以降、確率論的規制制度に切り替えていった。
- ・当時、米国やヨーロッパの検査制度を調べ、NRC の、まず確率論的な安全要求事項があり、それをランダムフリーアクセスの検査を行うという、Reactor Oversight Process (ROP、原子炉監督プロセス) という規制制度が一番合理的だと考え、最終的にはその ROP を目指すこととした。そのためには検査制度全般を見直さなければならないという問題意識で、検査の在り方検討会を開催していた。
- ・事故や東電の記録の不正等があり、決定論的要求事項として、施設の配管の厚さが何センチ以上なければいけない等の事項が、定期事業者検査等に追加されていったため、予定通り進まなかったが、徐々に徐々にではあるが、早く確率論的な規制制度に移行したいと考えていた。

5 PSR の法定化の議論について

- ・何を根拠に法定化するかが議論となり、一番安直な方法で保安検査の対象にすることとした。原子炉等規制法や電気事業法の法律を改正したわけではなく、省令の実用炉規則を改正して、PSR を根拠のない行政指導から根拠のある検査対象項目として追加した。
- ・当時の決定論的な、他の規制項目と比べて、法定上おかしくないものは、保安規定の要求事項にした。トラブルや不正があったために、保安規定の要求事項に入れることとし、任意の要求事項にしたが、規制としての要求事項ではなく、（基準が）法定上しっかりと定まっていないものは、罪刑法定主義で罰則がかかるため、検査できない。10 年ごとにトラブルを会社として見直して保安活動に反映しているかは検査できるが、PSA を実施してそれに基づいて運転員の訓練等を実施しているか等は検査できない。
- ・そもそも、審査制度・検査制度全体が、確率論的安全要求事項をベースで成り立っていない中に、アクシデントマネジメントだけをいれるのは、明らかにつまみ食いバランスが悪い。

【取扱い嚴重注意】

- そのために院内で議論したのは、我々としては早く確率論的規制体系に整備していくことで、これは、当時の技術基盤課（原子力安全技術基盤課）にお願いしていた。
 - その確率論的規制制度全般が整備されれば当然検査制度全部が確率論的な安全制度に移していけるから、その間1, 2年かかるだろうが、1, 2年は待とうということ、このような仕組みとなった。
 - PSA を入れるいれないは、自分が技術基盤課の平岡英治課長や前川之則企画班長といろいろやりとりして抜いたような気がする。
 - AM は、元々の設計要求事項・審査要求事項に入っておらず、その事後確認である検査だけに入れるのはおかしいので、まずは審査要求事項、運転者の規制要求事項に入れない限り無理だという話である。保安規定の罰則のある要求事項でないだけで、それまでも任意要求事項で実施している。AM がいないというわけではない。
 - きっちりとした、ROP 型のいい検査制度を作ろうと、理想に燃えていた。もうあと1, 2年あれば、全体をROP型に切り替えられるのではないかと思っていた。
 - 当時、東京電力の記載の不正の件で、何が法律要求事項で何が任意事項か非常に曖昧な、要求ではないものをどんどん検査官があれもこれも念のためと任意で調べては行政指導で、検査期間が長引いたりとか、逆に悪口を言われれば、赤じゅうたんの上でお茶をもらおうと検査が甘くなるとか、いろいろ言われていた。法定すべきものは、位置づけをはっきりしておかないといけない。
 - 法律上きっちりやらなければならないものと、任意である事業者責任の部分と、責任分界点をはっきりさせる。そうしないと、隠さなくてもいいような記録を隠す者が出てきたり、虚偽の、検査結果と違う「異常なし」というレポートを作る者が出てきてしまう。そんなものを作る必要はない。あるまま置いておいてくれれば、こちらはいつでも好きに見に行くからという発想であった。やることを当たり前やっていたら、それを見ればいいと考えていた。
- 6 保安検査におけるAMの確認について
- 先日の黒塗り（衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会における福島第一原発の事故時運転操作手順書等の件）の時にも議論があったと思うが、資料は出しなくてもらう必要はない。
 - 当時の認識では、保安検査官は、在る書類はいつでも自由に見られるから、在るかどうが見に行けばいいことである。
 - 検査は、究極は配管が厚いかどうかを検査するのではなく、被ばく防止というのが本来の検査の目的である。そういう意味で、確率論で 10^{-6} とか 10^{-9} とかでも、起こる時は起こりうるので、それに備えた万が一の手当を順に講じていくのが、本来の被ばくの防止の対応であり、次の手が準備できて機能するかを検査するのが本来の検査だという意識は皆もっていた。

【取扱い厳重注意】

- ・電気事業法第 42 条の検査マニュアルには（具体的なことは）何も書いてない。原子炉等規制法第 37 条等の保安検査のマニュアルは、そこそこ整備しつつあった。
- ・NRC の保安検査に相当するマニュアルは全く分量が違う（多い）。当時、一番象徴的なのは、消火対応、消火設備、防災訓練であり、これらの要求事項があいまいであった。（任意事項などの）そういう事項の見方もマニュアル化していきたいと検査課の中では議論をしていた。
- ・そのためのマニュアルを、順に（確率論的な制度の導入の）スピードにあわせて作っていかねばならないという問題意識をもっていた。自分でこういうものが必要だと書いてファイルを作って、検査課長引継ぎファイルで引き継いだつもりだったが、なかなか引き継がれない。役所の引き継ぎだからどうなったか分からない。

7 その他

- ・アクシデントマニュアルがあるのは、発電所の検査官は皆知っている。それは要求事項ではないから、保安院に提出は求めているが、我々はいつでも見られる。
- ・保安院が見たことないというのであれば、それはとても不思議なことである。